

◎新潟県告示第1203号

新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年1月新潟県告示第96号）の一部を次のように改正し、平成28年度の建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（競争入札等に参加することができる者）</p> <p><b>第2条</b> 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 次条第1項に規定する税について滞納がない者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>（競争入札等に参加することができる者）</p> <p><b>第2条</b> 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>（資格審査の申請）</p> <p><b>第3条</b> 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>新潟県に主たる営業所を有する者</u>（以下「<u>県内業者</u>」という。）以外の者（以下「<u>県外業者</u>」という。）にあっては、正本1部、副本1部とする。</p>	<p>（資格審査の申請）</p> <p><b>第3条</b> 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県に主たる事務所を有する者</u>（以下「<u>県内業者</u>」という。）以外の者（以下「<u>県外業者</u>」という。）にあっては、<u>前号の納税証明書のほか、法人税又は所得税の納税証明書</u></p> <p><u>(5) 消費税及び地方消費税の納税証明書</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>県外業者にあっては</u>、正本1部、副本1部とする。</p>
<p>（参加資格の承継）</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>（参加資格の承継）</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(7) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、  
その納税証明書

(8) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(9) (略)

(10) (略)

3・4 (略)

(参加資格の取消し)

**第11条** (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第2条第1項第3号に該当しないとき。

(7) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第6号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(書類の経由)

**第12条** 第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる営業所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

3・4 (略)

(参加資格の取消し)

**第11条** (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(書類の経由)

**第12条** 第3条、第8条、第9条又は第10条の規定により県内業者が提出する書類は、その主たる事務所の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。